令和８年９月２９日

第　９　回

須崎市農業委員会総会　議事録

１．開会場所　　須崎市総合保健福祉センター　２階　会議室２

２．開会日時　　令和８年９月２９日（火）　午後２時

３．出席委員　　（農業委員８名）　古谷会長　武田会長職務代理者
津野委員　宮田委員　橋田委員
横山委員　堅田委員　大野委員

（推進委員５名）　谷本委員　森田委員　森光委員
谷脇委員　坂本委員

４．欠席委員　　（推進委員３名）　高橋委員　三本委員　和田委員

５．出席職員　　（事 務 局２名）　中平局長　徳永次長

６．議　　事　議案第１号　非農地証明願について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請の審議について
議案第３号　農地売買に係るあっせん委員の選任について

７．報告事項　［1］　農地の時効取得について

８．その他

開会宣言	古谷会長 只今より、令和８年第９回須崎市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。 中平局長 本日は、２番　高橋委員、４番　三本委員、７番　和田委員から欠席の連絡があっております。
議　　長	古谷会長 それでは日程第１、議事録署名人の選任を行います。議長で指名させていただいてよろしいでしょうか。
意　　見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは本日の議事録署名人は、１４番　大野委員、１５番　武田委員にお願いいたします。
議　　長	古谷会長 では日程第２、議事に入ります。議案第１号　非農地証明願について　を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	中平局長 【議案第１号　非農地証明願について　番号１、番号２　議案書をもとに朗読】
議　　長	古谷会長 番号１について担当委員から何かございませんか。
意　　見	１０番　横山委員 三本委員と一緒に現地に行きましたけれど、今後も、管理をしなければ、益々荒れていくように思います。道路も含まれていますが、かなり昔から耕作を放棄している様子である。
議　　長	古谷会長 軽作業で農地として復旧できるかなど、慎重に審議したい。

議　　長	古谷会長 それでは挙手により判断を求めます。
意　　見	農業委員（挙手）多数。
議　　長	古谷会長 挙手多数とします。 挙手を採らせてもらいました。何かご意見ございませんか。
意　　見	（意見なし）
議　　長	古谷会長 番号２について担当委員から何かございませんか。
意　　見	１４番　大野委員 所有者の死亡する１０年以上前からで、２０年以上前から耕作放棄地になっています。
議　　長	古谷会長 他に何かご意見等ございませんか。
意　　見	（意見なし）
審　　議	古谷会長 特に無いようでしたら、許可することとしてご異議ございませんか。
採　　決	農業委員（異議なし）多数。
議　　長	古谷会長 特にご異議がないようですので、議案第１号　非農地証明願については、番号１、番号２に証明書を交付することといたします。
議　　長	古谷会長 続きまして、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請の審議について　を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
議案説明	中平局長

	【議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請の審議について　番号１、番号２、番号３、番号４　について議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永次長 それでは補足説明をいたします。議案書　３ページから　５ページになります。 １番について、賃貸人と賃借人は、利用権を令和８年１０月３１日まで設定しており、利用権満了後も継続して農地を利用することから、賃借権を設定するものです。賃借人はみょうがを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人及び妻、子及び子の夫がそれぞれ年間２７０日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、みょうがを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 ２番について、市内に在住している譲渡人から、市内に在住している譲受人に売買をするものです。譲受人は水稲、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間３５０日、妻及び両親が年間３３０日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は、水稲を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 ３番と４番については、隣接している農地２筆にハウスが建っており、同一の賃借人が賃借権を設定することから、まとめて補足説明をいたします。 現在、賃貸人と賃借人が、利用権を令和８年９月３０日まで設定しており、利用権満了後も継続して、賃借人が農地を利用することから、賃借権を設定するものです。賃借人は水稲、みょうが、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。賃借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、賃借人が年間３３０日、妻が年間２５０日、両親が年間１５０日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、みょうがを継続して栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第３条第２項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
議　　長	古谷会長

	説明は終わりました。そしたら番号１から番号４まで、担当委員の意見をまずお伺いしたいと思います。 まず番号１、お願いします。
意　見	５番　谷本委員 ご覧のとおり、ハウスが建っており、継続して利用することから、問題はありません。
議　長	古谷会長 番号２をお願いします。
意　見	１０番　横山委員 問題ないと思います。
議　長	古谷会長 番号３と番号４をお願いします。
意　見	９番　森光委員 継続しており問題ないです。
議　長	古谷会長 番号１から番号４について他の委員からご意見ございませんか。
意　見	（意見なし）
審　議	古谷会長 特にないようですので、農地法第３条の規定による許可申請の審議については、許可することで異議ございませんか。
採　決	農業委員（異議なし）多数。
議　長	古谷会長 特にご異議ないようですので、議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請の審議について　番号１、番号２、番号３、番号４　を許可することといたします。
議　長	古谷会長 続きまして、議案第３号　農地売買に係るあっせん委員の選任について　を議題といた

	します。事務局から説明をお願いします。
議案説明	中平局長 【議案第３号　農地売買に係るあっせん委員の選任について　議案書をもとに朗読】
審　　議	古谷会長 説明は終わりました。この議題に関しては、地元の委員にお願いしております。三本委員と横山委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
意　　見	１０番　横山委員 間に入って、いくらで売買するかの仲介をすればよいのですか。
補足説明	中平局長 中立の立場で話を聞いて、売買されている相場を伝えたりしてもらいます。
審　　議	古谷会長 あっせん委員の選任については、三本委員と横山委員にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。
採　　決	農業委員（異議なし）多数。
議　　長	古谷会長 それでは、議案第３号　農地売買に係るあっせん委員の選任については　三本委員と横山委員をあっせん委員として選任することとします。
議　　長	古谷会長 続きまして、日程第３報告事項について　事務局より説明をお願いします。
報告事項	中平局長 【報告事項[１]　農地の時効取得について　議案書をもとに朗読】
議　　長	古谷会長 報告は終わりました。
議　　長	古谷会長 それではその他へ移りたいと思います。委員から何か提案とかないですか。

	事務局からはございませんか。
その他	中平局長 「令和８年度ＪＡ祭が１１月１５日に開催されることについて」
閉会宣言	古谷会長 ほかにはございませんか。 それでは、第９回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会　午後　２時５０分 その真正なることを証して署名する。 議　長　古谷武徳 １４番　大野彰 １５番　武田作実